

「ふじのくに」規制改革会議 中部地域会議」の設置及び運営に関する要綱

(設置)

第1条 静岡県及び静岡市は、地方版総合戦略の阻害要因となり得る規制・制度の検証等を行うため、「ふじのくに」規制改革会議 中部地域会議」(以下「会議」という。)を、「静岡市創生推進会議」の分科会として設置する。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方版総合戦略の阻害要因となり得る地域の規制・制度について協議・検証を行うこと。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、常任委員及び専門委員計20人以内で組織する。

- 2 常任委員は、優れた識見を有する者のうちから、静岡市長が任命する。
- 3 専門委員は、次に掲げる事項に関し学識経験等のある者のうちから、静岡市長が任命する。
 - (1) 法律
 - (2) 健康・福祉
 - (3) 雇用
 - (4) 農業
 - (5) 林業
 - (6) 水産業
 - (7) 土地利用
 - (8) その他必要と認める事項

(任期)

第4条 委員の任期は、1年以内において、静岡市長が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(議長)

第5条 会議に、議長を置く。

- 2 議長は、常任委員の中から、静岡市長が選任する。
- 3 議長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、議長が常任委員に加え、付議された規制改革に係る案件に係る関係する専門委員を招集する。

2 会議は公開とし、その傍聴に関して必要な事項は別に定める。

3 議長が必要であると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、静岡県政策企画部政策推進局地域計画課及び静岡市企画局企画課が処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。